

注記表

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

移動平均法に基づく償却原価法により行っています。

(2) その他有価証券

市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、市場価格のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。

また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）しております。

2 外部出資の評価基準及び評価方法

当組合が保有している外部出資は市場価格のないものに該当しますので、移動平均法に基づく原価法により行っています。

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により行っています。

ただし、生活購買品および生産資材の一部については、売価還元法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、農機、自動車については個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により行っています。

4 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法に規定する基準により定率法により償却しています。ただし、法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

法人税法に規定する基準により定額法により償却しています。

また、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき、定額法により償却しています。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権、その他の要注意先債権及び要管理先債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

なお、破綻懸念先債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(3) 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

6 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式を採用しています。

また、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、法人税法に定める期間で均等償却しています。

7 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしております。

II 会計方針の変更に関する注記

棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法について、管理方法の見直しを契機に、期間損益計算及び在庫評価額の計算をより適正に行うため、最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）から総平均法に基づく原価法に変更しております。

なお、この変更による影響は軽微です。

III 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」及び「事業費用」を損益計算書に表示しています。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

固定資産の圧縮記帳額は、1,571,548千円です。その内訳は、次のとおりです。

建物	603,017 千円
構築物	278,755 千円
機械装置	646,286 千円
その他	43,489 千円

2 担保に供した資産等

為替決済担保として、預金1,700,000千円を差し入れております。

3 子会社等に対する金銭債権・債務

子会社等に対する金銭債権は、66,364千円です。

子会社等に対する金銭債務は、351,471千円です。

4 理事及び監事に対する金銭債権・債務

理事及び監事に対する金銭債権は、82,597千円です。

理事及び監事に対する金銭債務は、ありません。

5 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金の額並びにその合計額は次のとおりです。

	金額(千円)
破綻先債権	5,612
延滞債権	144,013
3カ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	149,626

なお、それぞれの定義は、以下のとおりです。

- イ. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホに掲げる事由又は第4号に規定する事由が生じているものをいう。
- ロ. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外のものをいう。
- ハ. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいう。
- ニ. 「貸出条件緩和債権」とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く。）をいう。

6 劣後特約付貸出金の額

貸出金には、他の債権より債務の履行が後順位である旨の特約が付された岐阜県信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金2,340,000千円が含まれています。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	139,605千円
うち事業取引高	131,363千円
うち事業取引以外の取引高	8,241千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	7,866千円
うち事業取引高	7,866千円
うち事業取引以外の取引高	—

2 減損損失の内容

(1) 資産をグループ化した方法及び共用資産の概要

当組合は管理会計の単位を基本に施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については各固定資産を最小単位としてグルーピングしております。また、本店、カントリーエレベーター等の農業関係の共同利用施設についてはJ A全体の共用資産としております。

(2) 当該資産グループの概要と減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの内訳

(単位:千円)

場 所		用 途	種 類	減損損失
JASS-PORT池田東	池田町上田1289	給油施設	土 地	185
デイサービスセンター清流の里	揖斐川町三輪2439-1	介護施設	その他	437
長瀬出張所	揖斐川町谷汲長瀬384-1	遊休資産	建 物	7,288
横蔵出張所	揖斐川町谷汲木曾屋141	賃貸資産	土 地	1,805
			建 物	3,726
			その他	16
清水出張所	揖斐川町清水1556	出張所	建 物	627
春日出張所	揖斐川町春日六合3068-1	出張所	建 物	23,559
			その他	3,332
藤橋出張所	揖斐川町東横山500-1	出張所	建 物	7,118
			その他	365
坂内出張所	揖斐川町坂内広瀬938	出張所	土 地	419
			建 物	10,173
			その他	123
鶯出張所	大野町大字公郷1670-1	出張所	土 地	2,390
			建 物	5,307
宮地出張所	池田町宮地551-1	出張所	土 地	2,629
			建 物	7,884
			その他	24
合計				77,417

(3) 減損損失を認識するに至った経緯

JASS-PORT池田東、デイサービスセンター清流の里、清水出張所、春日出張所、藤橋出張所、坂内出張所、鶯出張所、宮地出張所については、営業収支が2期連続の赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として認識しました。

長瀬出張所については、遊休状態で当面の使用見込みがないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しました。

横蔵出張所については、賃貸用固定資産として使用していますが、回収可能額が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しました。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額等を基礎とした指標により取り壊し費用を控除して算定しております。

3 事業別収益・費用の内部取引の表示方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預った貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を岐阜県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として預金、貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.4%上昇したものと想定した場合には、経済価値が75,133千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表に含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	136,097,579	136,102,894	5,314
有価証券	5,735,008	5,825,244	90,235
満期保有目的の債券	2,679,914	2,770,150	90,235
その他有価証券	3,055,093	3,055,093	—
貸 出 金	18,340,439	—	—
貸倒引当金	△ 91,798	—	—
貸倒引当金控除後	18,248,641	18,974,298	725,656
資産小計	160,081,230	160,902,436	821,206
貯 金	158,529,594	158,565,295	35,700
負債小計	158,529,594	158,565,295	35,700

(2) 金融商品の時価の算定方法

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

また、満期のある預金については、短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類ごとに、元利金の合計額を短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた額から、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期貯金及び定期積金については、将来のキャッシュ・フローを短期金利の指標であるLIBORまたは長期金利の指標である円SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,930,559

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	136,097,579	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	280,000	147,000	605,000	5,000	105,000	1,540,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	801,000	1,600,000	200,000	210,000	0	200,000
貸出金	1,587,919	1,085,265	1,001,534	3,272,635	838,574	10,545,091
合 計	138,766,499	2,832,265	1,806,534	3,487,635	943,574	12,285,091

・貸出金のうち、当座貸越435,829千円については「1年以内」に含めています。

・貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等9,419千円は償還の予定が見込めないため、含めていません。

(5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯金	135,411,532	9,005,341	7,045,431	3,457,439	3,609,851

・要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価等

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,098,668	1,223,940	125,271
	地方債	382,667	388,780	6,113
	社債	400,774	407,330	6,555
	小計	1,882,110	2,020,050	137,939
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	797,804	750,100	△ 47,704
	小計	797,804	750,100	△ 47,704
合計		2,679,914	2,770,150	90,235

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,811,130	2,870,013	58,882
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	2,811,130	2,870,013	58,882
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	198,096	185,080	△ 13,016
	小計	198,096	185,080	△ 13,016
合計		3,009,227	3,055,093	45,866

また、評価差額から繰延税金負債12,489千円を控除した額33,377千円が、その他有価証券評価差額金に含まれています。

2 売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

3 売却したその他有価証券

該当はありません。

4 保有目的区分を変更した有価証券

該当はありません。

VIII 退職給付に関する注記

1 退職給付債務の内容等

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全共連との契約による確定給付企業年金制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	549,172 千円
勤務費用	117,479
退職給付の支払額	△ 110,075
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 27,643
特定退職金共済制度への拠出金	△ 17,688
期末における退職給付引当金	511,244

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,404,197 千円
確定給付企業年金制度	△ 661,350
特定退職金共済制度	△ 231,602
未積立退職給付債務	511,244
退職給付引当金	511,244

(4) 退職給付費用の内訳

勤務費用	117,479 千円
(臨時に支払った割増退職金	28,836)
出向者負担金受入額	△ 2,229
退職給付費用	115,249

2 厚生年金と農林年金の統合に伴う特例業務負担金の金額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,629千円を含めて計上しています。

また、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は256,837千円となっています。

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	9,210 千円
退職給付引当金	139,211
賞与引当金	26,880
減損損失	99,178
資産除去債務	8,889
その他	35,022
<hr/>	
(小計)	318,393
評価性引当額	△ 113,654
<hr/>	
繰延税金資産合計	204,738
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	△ 12,489
除去費用資産計上額	△ 29
適格合併に伴うみなし配当	△ 17,835
<hr/>	
繰延税金負債合計	△ 30,354
<hr/>	
繰延税金資産の純額	174,384 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.23 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.86
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.09
住民税均等割等	4.02
評価性引当額の増減	13.37
税額控除	△ 1.03
その他	0.08
<hr/>	
差異計	17.21
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.44 %